

埼玉県東西軸道路検討会 規約(案)

(名称)

第1条 本会の名称は、「埼玉県東西軸道路検討会」(以下「検討会」という)と称する。

(目的)

第2条 埼玉県圏央道以南地域における、東西方向の規格の高い新たな道路ネットワークに関して必要な意見交換・検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 検討会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2. 検討会の任期は、前条の目的を達成するまでの間とする。
3. 検討会には座長を置き、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長の職にある者を充てる。

(検討会の運営)

第4条 検討会は座長が招集する。

2. 座長は、検討会を代表し、会務を主宰する。
3. 座長が職務を遂行できない場合にあっては、予め座長が指名する者がその職務を代理する。
4. 座長は、必要と認める時は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討会の運営に係わる事務を行うため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所計画課、北首都国道事務所計画課並びに埼玉県県土整備部県土整備政策課、さいたま市建設局土木部広域道路推進室に置くものとする。

(その他)

第6条 本規約に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、座長が検討会に諮って定める。

(附則)

本規約は、令和3年12月10日から施行する。

埼玉県東西軸道路検討会 名簿

所 属	役 職	備 考
国土交通省 関東地方整備局	大宮国道事務所長	座 長
	北首都国道事務所長	
	道路部 計画調整課長	
埼玉県	県土整備部 県土整備政策課 政策幹	
さいたま市	建設局 土木部 道路計画課長	
	建設局 土木部 広域道路推進室長	
東日本高速道路(株)	関東支社 総合企画部 総合企画課長	オブザーバー
首都高速道路(株)	計画・環境部 都市環境創造課長	オブザーバー
事務局	関東地方整備局 大宮国道事務所 計画課 関東地方整備局 北首都国道事務所 計画課 埼玉県 県土整備部 県土整備政策課 さいたま市 建設局 土木部 広域道路推進室	